

平成30年住宅・土地統計調査 指定調査区抽出に係る層別基準

層 別 基 準			調査区の層符号		
後置番号 8 の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			010		
世帯数が 0 の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	021		
		30%以上	022		
間借り等の世帯数が 5 %以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	031		
		30%以上	032		
平成 27 年 国 勢 調 査 調 査 区 換算世帯数が 16 以上の調査区	3 階 建 以 上 の 共 同 90 % 住 宅 以 上 の 世 帯 調 査 区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121
				30%以上	122
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140	
		その他の調査区		150	
	そ の 他 の 調 査 区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311
				30%以上	312
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411
				30%以上	412
		民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511
				30%以上	512
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611
				30%以上	612
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711		
		30%以上	712		
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	801		
		30%以上	802		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 +  $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$

平成 30 年住宅・土地統計調査 指定調査区に係る市区町村規模別抽出率

地 域		調査区の抽出率	
		層符号 010、 021、 022 以外の調査区	層符号 010、 021、 022 の調査区
市 部	人口 60 万以上の市区	1/10	1/20
	人口 50 万以上 60 万未満の市区	1/9	1/18
	人口 40 万以上 50 万未満の市区	1/8	1/16
	人口 30 万以上 40 万未満の市区	1/7	1/14
	人口 20 万以上 30 万未満の市区	1/6	1/12
	人口 10 万以上 20 万未満の市区	1/5	1/10
	人口 5 万以上 10 万未満の市区	1/3	1/6
	人口 5 万未満の市区	1/2	1/4
郡 部	人口 1 万 5 千以上の町村	1/4	1/8
	人口 1 万 5 千未満の町村	1/8	1/16